

美祢市空き家有効活用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、美祢市空き家等情報バンク制度の利用を促進するため、美祢市空き家有効活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) リフォーム 住宅の修繕、補修等の住宅の機能維持若しくは機能向上のための工事、家財道具等の運搬若しくは廃棄又は清掃をいう。
- (2) 登録空き家 美祢市空き家等情報バンク制度要綱（平成20年美祢市告示第154号。以下「情報バンク要綱」という。）第4条第2項に規定する空き家等登録台帳に登録された空き家等をいう。
- (3) 市内施工業者 市内に事務所又は事業所を有する法人又は住所を有する個人事業主で、リフォームを行うものをいう。
- (4) 空き家等登録者 情報バンク要綱第5条に規定する空き家等登録者をいう。
- (5) 空き家等入居希望者 登録空き家に入居を希望する者をいう。
- (6) 市税等 市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税及び国民健康保険税をいう。
- (7) 申請者 補助金の交付を受けようとする者をいう。

(補助金の対象事業)

第3条 市長は、次に掲げる事業（以下「対象事業」という。）に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

- (1) 登録空き家等リフォーム事業
 - (2) 空き家等登記事業
- 2 前項第1号の登録空き家等リフォーム事業の内容は、次の各号のいずれにも該当するリフォームとする。
- (1) 登録空き家のリフォーム
 - (2) 市内施工業者によるリフォーム
 - (3) 国、県又は市の他の制度による補助金等の交付を受けていないリフォーム
 - (4) 登録空き家に係る売買契約又は賃貸借契約の締結の日からおおむね6月以内に完了したリフォーム
- 3 第1項第2号の空き家等登記事業の内容は、空き家等登録台帳に登録する目的で、空き家の所有者を特定するための所有権移転登記とする。
- 4 対象事業は、同一登録空き家につき、それぞれ1回限りとする。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、世帯に属するいずれの者も市税等の滞納がない者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 登録空き家の賃貸借契約を空き家等入居希望者と締結した空き家等登録者
- (2) 登録空き家の賃貸借契約を締結し、空き家等登録者からリフォームについて承諾を受けた空き家等入居希望者
- (3) 登録空き家の売買契約を締結した空き家等登録者又は空き家等入居希望者
(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助金の額は、次の表に定める額又は補助対象経費のいずれか低い額（その額に1万円未満の端数が生じるときは、その額を切り捨てた額）とする。

事業	補助対象	補助金の額
登録空き家等リフォーム事業	リフォームに係る経費（消費税を含む。）	補助対象経費が30万円以上の場合に補助対象経費に3分の2を乗じた額で200万円を限度として交付する。
空き家等登記事業	所有者を特定するため、空き家の所有権移転登記に要した経費	補助対象経費に3分の2を乗じた額で10万円を限度として交付する。

（補助金の交付申請）

第6条 申請者は、登録空き家等リフォーム事業を実施した場合において、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（登録空き家等リフォーム事業）（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、リフォーム完了後1月以内に市長に申請するものとする。

- (1) 登録空き家に係る売買又は賃貸借契約書の写し
- (2) リフォームの領収書の写し
- (3) リフォーム施工前及び施工後の写真
- (4) 空き家等登録者のリフォーム承諾書（登録空き家の賃貸借契約を締結した空き家等入居希望者が申請する場合に限る。）
- (5) 世帯全員分の市税等の滞納がない証明
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、空き家等登記事業を実施した場合において、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（空き家等登記事業）（別記様式第2号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、所有権移転登記完了後1月以内に市長に申請するものとする。

- (1) 登記費用の領収書の写し
- (2) 不動産登記事項証明書
- (3) 誓約書（別記様式第3号）

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定したときは、その旨を補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 前条の規定による補助金交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金交付請求書（別記様式第5号）により、市長に対し補助金を請求する

ものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

- (1) 補助金の交付申請が虚偽の内容その他不正な行為によりなされたとき。
- (2) 補助金の交付決定を受けた登録空き家を、補助金の交付決定を受けた年度と同一年度に取り壊したとき。
- (3) 補助金の交付決定を受けた年度と同一年度に、補助金の交付決定を受けた登録空き家に入居した空き家等入居希望者が退居したとき、又は入居予定であった空き家等入居希望者が入居しなかったとき。ただし、引き続き補助金の交付決定を受けた登録空き家を情報バンク要綱に基づき登録する場合は、この限りでない。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金を交付することについて不相当と認める事由が生じたとき。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
(美祢市空き家リフォーム支援事業補助金交付要綱の廃止)
- 2 美祢市空き家リフォーム支援事業補助金交付要綱(平成27年美祢市告示第51号)は、廃止する。
(失効)
- 3 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。